

佐賀県農林地崩壊防止事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民生の安定を図るため、風水害等の自然災害によって崩壊又は崩壊のおそれがある農地及び林地で、人家及び公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するもののうち、国庫補助の対象にならないものについて、当該復旧等の事業を行う市町（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、風水害等によって崩壊し、又は崩壊のおそれがある農地及び林地の復旧にかかる1箇所の事業費が40万円以上で、次の各号の1に該当するものとする。

ただし、農地にあつては「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号（以下「暫定法」という。）の適用を受けない防止工事のうち危険度の高いもので、土砂崩壊防止事業の採択基準以下のもの。林地にあつては、公共治山事業採択基準以下のもの及び林地崩壊防止事業で採択できないものとする。

- (1) 人家1戸以上に直接被害を与え、または与えると認められるもの。
- (2) 鉄道、道路、河川施設もしくは、その附帯施設に被害を与え、また、与えると認められるもの。
- (3) 官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等の公共施設に被害を与え、または与えると認められるもの。
- (4) 重要な農業施設及び漁場に直接被害を与え、または与えると認められるもの。
- (5) 農地2ha以上に直接被害を与え、または与えると認められるもの。

(適用除外)

第3条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については適用しない。

- (1) 農業経営上または森林経営上の不当行為に起因するもの。
- (2) 土石等の採取に起因する山地の荒廃または人為的な原因により崩壊の危険を招来したもので、その復旧が当然原因者の責と認められるもの。
- (3) 崩壊土砂の排除のみに係るもの。
- (4) 当然災害が予測される危険な箇所に人家等の施設の設置を行なつて被災し判然と個人の責と認められるもの。
- (5) 復旧工事費に対し、経済効果の比較的小さいもの。
- (6) あきらかに他事業で、維持管理する必要のあるものまたは当然個人で維持管理する責と認められるもの。

(7) 建築基準法、その他関係諸法に反したものと及び高さ 2.0m未満の箇所。

(事業費の範囲)

第4条 事業費とは、当該防止事業の工事のため直接必要な本工事費（測量及び試験費を含む）とし、各費目の内容及び積算については、農地にあつては昭和40年9月

10日付、40農地D第1130号、「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」

とし、林地にあつては平成12年3月1日付12林野計第138号「森林整備保全事業設計積算要領」によるものとする。

ただし、小災害復旧事業の対象になるものについては、その起債充当額を控除した額。

(補助率)

第5条 補助事業に係る補助率は、事業費の10分の5以内とする。

(事業計画概要書)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町長は、当該災害発生後に事業計画概要書（様式第1号）を1部、知事に提出しなければならない。

(事業費の決定および補助金の内示)

第7条 知事は、前条の規定により事業計画概要書を受理したときは、審査を行い、補助対象とするに相当と認めたときは、当該事業費を決定し、補助金の内示額を市町長に通知する。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第2号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、要綱第7条に基づく内示の通知で定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 次に規定する変更については、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助金の金額に変更のあるとき。

イ 箇所間流用の増減が30%を超えるとき。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に協議すること。

(6) 工種の新設・廃止をするときは速やかに知事に協議すること

(7) 補助事業により効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

(8) 補助事業により効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後、5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により知事の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

（実績報告書）

第10条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとし、添付する書類は次のとおりとする。

(1) 完成写真（着工前と完成後を比較できるもの）

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 工事竣工調書（監督・検査・確認結果報告書）の写し

(4) 農林地崩壊防止事業台帳（様式第7号の1～3）の写し

2 前項の実績報告書の提出期限は事業完了の日から1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は様式第5号のとおりとする。

4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までとし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に

通知する。

(補助金の交付)

第 1 2 条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合概算払で、交付できるものとする。

2 規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、それぞれ様式第 6 号の 1 及び第 6 号の 2 のとおりとし、その提出部数は 1 部 とする。

(書類の経由)

第 1 3 条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所管する農林事務所長を経由しなければならない。

(維持管理)

第 1 4 条 市町長は、実績報告書の提出期限（事業完了の日から 1 月を経過した日）までに、事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した農林地崩壊防止事業台帳（様式第 7 号の 1 ～ 3）を作成し、保管するものとする。

(財産処分の制限)

第 1 5 条 規則第 2 2 条ただし書きの規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。